

令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業委託仕様書

1 本仕様書の目的

この仕様書は、令和7年度茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 委託事業の目的

本事業は、活動の拠点となるプロフェッショナル人材戦略拠点を置き、日頃から県内中小企業と接している地域金融機関、産業支援機関その他の関係機関と連携を図りながら、県内中小企業の持つ潜在成長力への目覚めを喚起し、「攻めの経営」への転換を促進することで、県内中小企業の振興・発展を図ることを目的とする。

また、県内中小企業が生産年齢人口の減少などにより深刻な人手不足に直面する一方、首都圏等の企業においては、役職定年や再雇用制度の導入などにより、高度なスキルや経験をもった多くの人材が組織にとどまっている。加えて、スタートアップを含む地域の幅広い企業の経営課題解決のため、都市部から本県へ新しい流れをつくり、県内企業に不足しているデジタル人材等の確保を図る必要がある。このことから、本事業では、首都圏等の人材の高いスキルや経験を最大限活用できるよう、転職、副業、出向等、多様な就業形態により県内中小企業とのマッチングを支援することも目的とする。

3 用語の定義

本仕様書における用語は次に示すところによる。

(1) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、商品等の販路開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化・経営課題を解決していく人材をいう。

(2) プロフェッショナル人材戦略拠点

県内中小企業に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対する地域のニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と個々の案件との相乗効果を目指し、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする地域の拠点をいう。

(3) プロフェッショナル人材戦略全国事務局（全国事務局）

全国・ブロック別の協議会の開催、各拠点に対する助言・情報展開等を通じて各拠点全体をとりまとめるとともに、地域の中小企業、都市圏の人材等に対するセミナー・研修等を通じ、それぞれの意識喚起を図るなど、プロフェッショナル人材事業全体の推進、運営・管理を担う本部組織をいう。

(4) プロフェッショナル人材戦略マネージャー

県内企業の成長戦略の具現化と優れた人材の好循環の形成をマネジメントし、地域全体の人材戦略のコーディネート役を担うプロフェッショナル人材戦略拠点の責任者をいう。

4 事業内容

(1) 茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点の設置、運営・企画等

次のとおり、茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、管理運営・企画業務等を行うこと。

ア 組織体制

(ア) プロフェッショナル人材戦略マネージャー

県内企業の成長戦略の具現化と優れた人材の確保を巡る好循環の形成をマネジメントし、地域全体の人材戦略のコーディネート役及び事業の統括責任者を担うプロフェッショナル人材戦略マネージャーをプロフェッショナル人材戦略拠点に県と協議のうえ1名配置すること。

なお、プロフェッショナル人材戦略マネージャーは、県の方針に基づき、地域金融機関、産業支援機関、民間人材ビジネス事業者、首都圏企業等との連携など、プロフェッショナル人材戦略拠点が発揮すべきコーディネート機能にリーダーシップを持って取り組み、地域産業全体の活性化という視点のもと、成長戦略に目覚めた経営者に対し、粘り強く、思い切った事業展開とそのためのプロフェッショナル人材の採用を薦めていくことができるような人物とすること。

おって、プロフェッショナル人材戦略マネージャーは後述するサブマネージャーを兼任しても差し支えない。

(イ) サブマネージャー

県内企業への働きかけなど個別案件の掘り起こし、コーディネートを中心に活動するプロフェッショナル人材戦略サブマネージャーを3名以上配置し、うち1名を副責任者とする。また、デジタル人材等の副業人材と県内企業とのマッチングを支援するサブマネージャーを2名以上配置すること。

(ウ) 事業運営担当者、アシスタント

本事業にかかる全体の事務とりまとめ等を行う事業運営担当者を1名配置すること。

そのほか、必要に応じて、マネージャー等のサポート、事務所来訪者への相談対応、庶務事務等を行うアシスタントを配置できることとし、配置する人数については、人件費の上限設定を超えない範囲内において、委託先の実情に応じ委託先が決定できるものとする。

(エ) その他

必要に応じて、県内企業の求人ニーズの掘り起こしや市場調査等において専門性を持った外部コンサルタントを活用することも可能とする。

イ 拠点運営日

毎週月曜日から金曜日までの9時00分～17時30分を原則とする（祝祭日及び年末年始を除く）。

ウ 民間人材ビジネス事業者の登録

- ・ 複数の民間人材ビジネス事業者を本事業の連携事業者として、プロフェッショナル人材戦略拠点に事前登録すること（事前登録された民間人材ビジネス事業者を以下「事前登録事業者」という。）。
- ・ 事前登録事業者に開拓した求人情報を取り次ぎ、随時情報の更新を行うこと。
- ・ 求人ニーズに関する事前登録事業者との情報交換の場を年8回程度設けること。
- ・ プロフェッショナル人材戦略拠点は、職業紹介の許可を有していないため、あっせんが必要な場合は民間人材ビジネス事業者との連携が必要であるが、県内企業から

民間人材ビジネス事業者の利用を拒まれた等により民間人材ビジネス事業者を利用しないケースについては、いばらき就職支援センターやハローワークをはじめとした他機関を紹介すること。

※職業紹介の許可を要しないマッチング（パートナーシップ連携協定に基づく人材交流や副業・兼業人材の活用における業務委託契約等）の場合は、この限りではない。

- ・ プロフェッショナル人材戦略拠点は、求職者から直接問い合わせがあった場合、そのニーズを事前登録事業者へ取り繋ぐこと。

※民間人材ビジネス事業者の事前登録は、複数社を前提としている背景から、求人ニーズのある県内企業をどの民間人材ビジネス事業者に紹介・取り繋ぎをするかは、公正なルールを設定のうえ、運用すること（例えば、どの民間人材ビジネス事業者に紹介・取り繋ぎするかは、利用者である県内企業が決定するなど）。

エ 地域金融機関、産業支援機関等との連携

プロフェッショナル人材戦略拠点は、地域金融機関、産業支援機関、商工会議所、士業、各種国が実施している中小企業支援窓口（よろず支援拠点等）、県で実施する地方創生企業支援やデジタル化推進事業の窓口等と求人ニーズの紹介や掘り起こしなどで継続的に連携できる体制を構築すること。

（２）県内企業の人材ニーズの掘り起こし

ア 実施内容

- ・ 県内企業に訪問し、攻めの経営への転換を促し、新規事業の立ち上げ、販路開拓等に向けた自社の課題とそれを解決するための人材ニーズの掘り起こし、求める人材像の整理・明確化を行うとともに、人材の受入れに係る求人開拓を行うこと。
- ・ 本県企業のデジタル化推進支援のため、デジタル化に係る相談対応に注力すること。

イ 目標値は、次のとおりとする。

- ・ 県内企業の相談対応件数：年間 600 件
- ・ 人材成約件数：120 件
- ・ デジタル分野に係る相談対応件数：100 件
- ・ 副業・兼業人材の新規利用企業へのマッチング件数：20 件

（３）副業・兼業人材活用促進補助の周知並びに申請書類の受領及び進達

ア 県が設ける副業・兼業人材活用促進補助制度の対象となり得る県内企業を訪問する際に、同制度について周知すること。

イ 県内企業から同制度の活用について企業から相談があった場合、応じること。

ウ 県内企業から同制度の活用に必要な書類が提出された場合、申請者が過去に茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材を活用したことが無いかその他県が定める事項について確認の上、確認結果を添えて県に提出すること。

（４）マッチングイベント開催業務

ア 実施内容

- ・ 県内企業とデジタル・副業人材や首都圏企業等の人事担当者等とのマッチングイベントを企画し、開催すること。なお、オンライン形式の開催も可能とする。
- ・ マッチングイベントの実施にあたり、出展企業の募集、受付、当日の運営スタッ

フの手配、広報等の一切の業務を行うこと。

イ 実施要件

- ・ 県と協議のうえ、マッチングイベントの開催要領（開催日、実施方法、参加機関の募集方法等）及びスケジュールを作成し、事前に県へ提出すること。
- ・ マッチングイベントの開催回数は、年1回とすること。
- ・ マッチングイベントの開催時間は、およそ3時間程度とする。
- ・ 出展企業の目標数は、10社程度とする。
- ・ 出展企業は、マッチングイベント開催の2週間前を目安に県と協議のうえ、決定すること。
- ・ 参加者に対し、当日の内容に関するアンケートを実施・集計し、県へ報告すること。

(5) プロフェッショナル人材活用・事例紹介セミナー開催業務

ア 実施内容

- ・ 県内企業の経営者等を対象に、成長戦略とプロフェッショナル人材の必要性について啓発するセミナー及び県内企業のデジタル・副業人材活用事例を紹介するセミナーを企画し開催すること。なお、オンライン形式の開催も可能とする。
- ・ セミナーの実施にあたり、参加企業の募集、受付、会場の手配、設営及び撤収、当日の講師・運営スタッフの手配、広報、機器及び消耗品等の準備等の一切の業務を行うこと。

イ 実施要件

- ・ 県と協議のうえ、セミナーの開催要領（開催時期、講師、内容、参加企業の募集方法、会場レイアウト等）及びスケジュールを作成し、事前に県へ提出すること。
- ・ セミナーの開催回数は、啓発セミナーを年1回以上開催すること。その他、県内関係機関と連携した地域セミナーを開催すること。
- ・ セミナー実施内容には、首都圏企業等のプロフェッショナル人材活用手法（活用可能業務の事例、人材募集方法、雇用や業務委託での契約方法、知財に対する秘密保持契約等の法規的な知識など）や活用事例の紹介も含めること。
- ・ セミナーの1回あたりの開催時間は、およそ2時間とする。
- ・ セミナー参加者の目標数は、合計50人程度とする。
- ・ セミナー参加企業に対し、当日の内容に関するアンケートを実施・集計し、県へ報告すること。

(6) 地域協議会（茨城県プロフェッショナル人材戦略協議会）の開催等

ア 茨城県プロフェッショナル人材戦略協議会の開催

関係者間の連携を強化し、本事業を浸透させ、効果的なものとしていく観点から、県内の地域金融機関、民間人材ビジネス事業者、商工会議所等をメンバーとし、プロフェッショナル人材戦略マネージャーを議長とする「茨城県プロフェッショナル人材戦略協議会」を設置し、協議会を年1～2回程度開催すること。なお、原則実地開催とするが、会場での開催が困難な場合は、オンライン形式など可能な手段を講ずること。

- ・ 開催地 県内
- ・ 参加対象者 県内の地域金融機関、民間人材ビジネス事業者、商工会議所等
- ・ 会議時間 1～2時間程度

イ 全国事務局、他道府県拠点との連携

- ・ プロフェッショナル人材戦略マネージャーは、全国事務局が半期に1回程度実施する全国プロフェッショナル人材戦略協議会（開催地：東京都内）及び全国事務局が四半期に1回程度実施するブロック別プロフェッショナル人材戦略協議会（開催地：ブロックごとに内閣府又は全国事務局が定めた地域）に参加すること。
- ・ プロフェッショナル人材戦略拠点は、全国事務局の事業内容及び今後の方針や、他道府県拠点の好事例等の情報収集に努め、本事業の運営に活かすこと。

(7) 事業実施状況の県への報告

- ・ プロフェッショナル人材戦略拠点は、事業の進捗状況・実績、協議会やセミナーの開催状況、成功事例、課題・問題点等の報告書を作成し、茨城県へ毎月提出すること。
 - ・ プロフェッショナル人材戦略拠点が関与し、県内企業にプロフェッショナル人材が採用された全ての実績（※）、相談件数を把握・管理し、茨城県及び全国事務局へ毎月報告すること（報告様式等については別途指示する。）。
- ※ 事前登録事業者や人材の受入れ企業と連携し、実際の就職の有無、転職前後の居住地等について把握すること（様式については別途指示する。）。
- ・ また、上記によらず、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県が定める方法により速やかに報告すること。

5 会計関係資料の作成及び提出等に係る留意事項

- (1) 本事業に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。一般管理費については、契約時に定めた率に基づき精算する。
- (2) 人件費については、各日の作業実績を記載した作業報告書を月ごとに作成し、当該作業日数及び契約時に定めた人件費単価に基づき精算額を算定する。
- (3) 本事業で対象とならない経費は次のとおりである。
 - ・ 本事業との関連が認められない経費
 - ・ 機械・機器等備品（取得価格10万円以上）の購入経費
 - ・ 食糧費
 - ・ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- (4) 本事業の実施にあたり、やむを得ない事情等により、仕様内容の員数等に大幅な変更が生じた場合は、県と協議のうえ、契約変更を行うものとする。
- (5) 会計関係書類の提出に係る様式等については、原則として平成27年度に内閣府が示した様式によることとする。
- (6) 本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となることから、会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。

6 その他

本仕様書に記載されない事項については、県と協議のうえ、決定する。